

移転対象区域見直し後の措置について

○区域の指定を解除する地域

経過措置

(1) 建物等の補償について

今回指定解除する第二種区域において、昭和54年8月31日時点で所在している建物等を対象として、平成25年7月31日までに申し出をされた方に対し、従来と同じ内容で移転補償を行います。

(2) 土地の買入れについて

今回指定解除する第二種区域において、昭和54年8月31日時点で宅地であるもの。また、建物等の移転に伴い、従来の利用目的に供することが著しく困難となる宅地以外の土地を対象として、平成25年7月31日までに申し出をされた方に対し、従来と同じ内容で土地の買入れを行います。

○ みなし区域

みなし3種区域

昭和42年3月31日時点で所在している建物等及び全ての土地を対象に従来どおりの移転の補償、土地の買入れを行います。

みなし2種区域

昭和42年3月31日時点で所在している建物等及び宅地を対象に従来どおりの移転の補償、土地の買入れを行います。

※建物等の移転補償

飛行場周辺にお住まいの皆様には、航空機の騒音により、日常生活にいろいろな障害が生じることがあるかと思えます。

このため、国は、法律に基づき、飛行場周辺の一定の区域を対象として、皆様のご希望により、「建物等（建物、立木竹、その他土地に定着する物件）の移転又は除去の補償」及び「土地の買入れ」を行うことが出来るようになっております。

問い合わせ先

南関東防衛局 企画部 防音対策課
＜電話＞045-211-7141

～南関東防衛局からのお知らせ～

浜松飛行場周辺の 移転対象区域（第二種区域） の見直しについて

浜松飛行場に係る移転対象区域（第二種区域）の指定解除を平成24年1月30日の官報で告示しました。

移転対象区域の指定解除については、平成25年8月1日から適用されます。

これは、浜松飛行場に係る移転対象区域（第二種区域）等については、最終の指定告示（昭和54年8月31日）から約30年が経過し、その間、航空機の騒音状況に変化が見られることなどから、平成20年度から22年度にかけて騒音度調査を実施し、その結果に基づき、同区域の指定を解除することとなり、官報で告示したものです。

お断り

このパンフレットは、移転対象区域の見直しについて知っていただくため、その対象となる区域内に配布しているものですが、配布を受けた全ての方に、このお知らせの内容が適用されるものではありません。

浜松飛行場周辺における移転対象区域図

経過措置

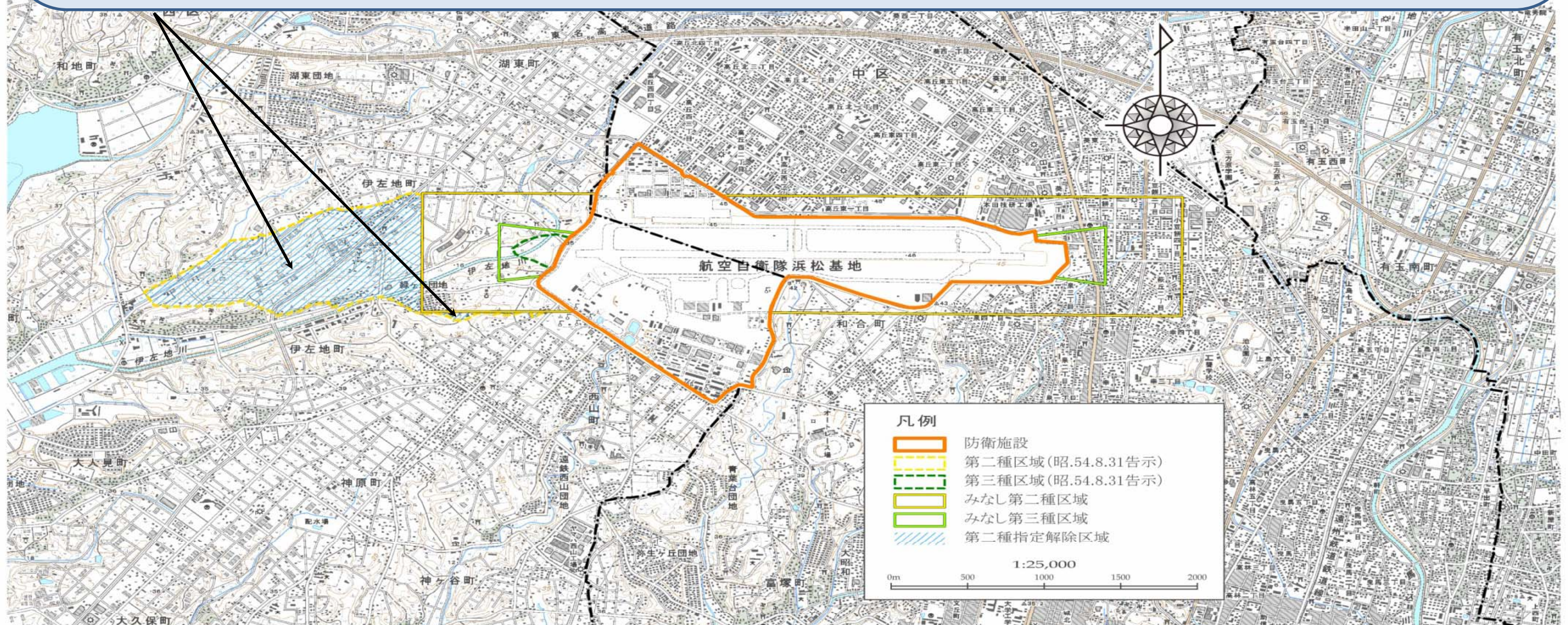
今回指定解除された第二種区域(青斜線部分)において、**次の建物等及び土地を対象として、平成25年7月31日までに申し出をされた方**に対し、従来と同じ内容で移転補償を行います。

建物等

第二種区域の指定(昭和54年8月31日)のとき、すでにその区域内に所在している建物等

土地

第二種区域の指定(昭和54年8月31日)のとき、宅地であるもの、また、建物等の移転に伴い、従来の利用目的に供することが著しく困難となる宅地以外の土地。



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平23情復、第317号)」

より詳細な対象区域図(縦覧図)は浜松防衛事務所に備え置いてあります。この区域図は、どなたでも自由にご覧頂けます。